

茨木市立障害福祉センター入浴サービス事業実施要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、茨木市立障害福祉センター条例（平成8年茨木市条例第6号。第2において「条例」という。）及び茨木市立障害福祉センター条例施行規則（平成8年茨木市規則第9号）に定めるもののほか、在宅障害者の入浴サービスに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 入浴サービスの対象者は、次の各号に掲げる入浴サービスの区分に応じ、当該各号に定める基準に該当する者とする。

(1) 機械入浴サービス（条例別表第2に規定する機械浴室で実施する入浴サービスのことをいう。第4及び第6において同じ。）を受けすることができる者 本市に居住する身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 日常生活において常時介護が必要な者で、自宅での入浴が困難なものであること。

イ 主治医が入浴及び移送について可能と認めた者であること。

ウ 病院に入院又は施設入所していない者であること。

(2) 介護入浴サービス（条例別表第2に規定する介護浴室で実施する入浴サービスのことをいう。第4において同じ。）を受けすることができる者 本市に居住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

ア 障害の状況により自宅での入浴が困難な者又は自宅に入浴設備がなく障害状況により公衆浴場の利用が困難な者で、通所により介護者等の介助があれば入浴が可能なものであること。

イ 座位保持及び床からの立ち上がりが可能な者であること。

ウ 屋内における歩行能力の実用性のある者であること。

エ 病院に入院又は施設入所していない者であること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が適当と認める者は、入浴サービスを利用することができる。

(利用の許可)

第3 利用の許可は、第2に掲げる基準に照らし、総合的に勘案して行うものとする。

(実施方法)

第4 入浴サービスは、次の各号に掲げる入浴サービスの区分に応じ、当該各号に定める方法で実施する。

(1) 機械入浴サービス 移送又は通所により、業務委託の方法で実施する。

(2) 介護入浴サービス 通所により、業務委託の方法で実施する。

(実施時間帯)

第5 入浴サービスの実施時間帯は、対象者の障害状況等に応じて設定するものとする。

る。

(移送業務の実施地域)

第6 機械入浴サービスの移送業務の実施地域は、茨木市全域とする。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から実施する。

(茨木市立障害福祉センター機械入浴サービス実施要綱の廃止)

2 茨木市立障害福祉センター機械入浴サービス実施要綱(平成15年4月1日実施)は、廃止する。

(茨木市立障害福祉センター介護入浴サービス実施要綱の廃止)

3 茨木市立障害福祉センター介護入浴サービス実施要綱(平成15年4月1日実施)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。